

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（略）

○委員長（長谷川岳君） 進藤金日子君。

○進藤金日子君 自由民主党・国民の声の進藤金日子でございます。

今回は、質問の機会を与えていただきまして、委員長、理事の皆様、また委員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。



さて、議題になっております法律案につきましては、これまで衆参両院で相当審議がなされてきたわけですが、私なりに議事録をずっと見ています

と、林業と水産業に関する質疑が極めて薄かったんじゃないかなという気がしているわけでありまして。

そこで、森林・林業に関してお尋ねしたいと思います。

みどりの食料システム戦略では、林業用苗木のうちエリートツリーが占める割合を、2030年までに3割に、2050年までに9割以上に拡大させるとの目標を掲げておりますが、この目標を達成するための具体的な取組手法や林業関係者の理解を促進するための現場へのメリット措置等についてどのようなお考えなのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（天羽隆君） みどりの食料システム戦略における林業用苗木、エリートツリーについての御質問をいただきました。

先生御指摘のとおり、この戦略におきましては、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すという目標を掲げてございます。これに向けまして、国立研究開発法人森林研究・整備機構による品種の開発を進めるとともに、都道府県に対する採種園、採穂園の整備への支援や、苗木生産者に対するコンテナ苗生産施設等の整備、技術研修への支援等を進めているところでございます。

また、メリット措置ということでございますが、令和4年

度より、エリートツリー等の植栽を促進する区域などにおける省力・低コスト造林への補助率を引き上げるなど、支援を強化しているところでございます。



これらの取組を進めまして、関係者の御理解を促進しながら、みどりの食料システム戦略に掲げる目標達成に向けて対応

してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

しかしながら、私も現場を回っていると、やはり伐採後の再造林、これやっぱり労力と資金の不足で停滞しているのが現状でございます。この再造林の促進を図るための支援の在り方、もう抜本的に見直していただいてしっかりと、これ国だけではなくて、県との連携、市町村との連携、森林組合との連携あると思いますが、是非ともその部分をしっかりと後押しをして、その中でエリートツリーの植栽というのも出てくると思いますので、是非その辺につきまして強くお願い申し上げます。

次に、水産につきましてお尋ねしたいと思います。

みどりの食料システム戦略では、2030年に漁獲量を2010年と同程度の444万トンまで回復させるとの目標を掲げております。この目標を達成するためには改正漁業法に基づく新たな資源管理の実施が不可欠であります。資源管理の現場で取組を推進するには漁業者の理解と納得を得ることが重要であります。

資源管理を行う漁業者に対して、中長期的にはメリットになることを十分理解いただき、漁獲量が減少した場合には収入補填を始めとするフォローアップ等を行うことをセットで対応すべきと考えますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（神谷崇君） お答えいたします。

改正漁業法では水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指しており、その実現のため、委員御指摘のように、2030年には漁獲量を444万トンまで増大させるとのロードマップも公表したところでございます。



新たな資源管理の導入は漁獲量の回復を目標としており、長期的には漁業者の利益につながるものでござ

いますが、一時的には漁業者に我慢をお願いする局面も考えられます。したがって、新たな資源管理の実施に当たっては漁業者の理解と協力が重要であり、改正漁業法施行後、新型コロナの感染状況を踏まえつつも、ロードマップに関しても40回以上の現地・ウェブ説明会を実施してきた

ところでございます。今後は、状況の許す限り対面での説明会なども実施してまいります。

また、引き続き、漁業共済及び漁業収入安定対策により、資源管理に取り組む漁業者の経営安定も図ってまいります。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

本当に今丁寧に説明をしていただいているということで、その丁寧さはまたしっかりとやっていただきたいと思うんですが、やはり漁業者はずっと替わらないわけですね。ただ、役所の担当は替わっていきますので、そういった中で、私、漁業者の理解と納得を得ること、これ重要なんです。そのときに、科学的な知見で論理的に説明すること、これ重要です。ただ、やっぱり信頼関係なんですね。やっぱり信頼関係を担当替わったときにちゃんと引き継げるのかどうか。この人だったらじゃなくて、この組織、水産庁が言うことだったら信頼できる、県の言うことだったら信頼できる、そういうふうには是非とも理解と納得を得た上で、一時的にはやっぱり相当我慢していただかない部分があるということでありますので、この取組をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、農林水産省は、平成4年から環境保全型農業を全国的に推進し、平成11年には持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を制定しまして、エコファーマー制度を導入したわけでございます。これにつきましては午前中にも舟山委員からも御質問ございましたけれども、やはり認定件数が平成24年度から減少に転じていて、令和2年末には相当、もう4割弱、ピークの4割弱まで落ち込んでいるということでもあります。この要因につきましては、午前中、御答弁の中で明らかになっております。エコファーマー制度が価格の優位性につながらなかった、そういったことも挙げられているということでもあります。

そこで、1つその要因の問いを準備したんですが、午前中いただきましたからそこをちょっと飛ばしまして、2050年までに有機農業を100万ヘクタールにするためには、やはりこの有機農業の手前である環境保全型農業を地域でまとまりを持って推進しなければならないというふうに考えているわけでありまして、一足飛びに有機農業ということ、あるかもしれません。ただ、やはり環境農業を、今保全型農業をやっている方おられますから、そういったことも踏まえて、こういったことに対する見解をお聞かせ願ひたいと思います。

○政府参考人（平形雄策君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、有機農業に取り組む際は、最初から有機農業に取り組む産地がある一方で、まず化学農業、化学肥料を低減した環境保全型農業に取り組み、段階的に有機農業に発展させていく産地もございまして。このため、地域ぐるみで環境保全型農業に取り組む産地をしっかりと支援していくことが重要だと考えております。

農林水産省といたしましては、まず、化学農業、化学肥料を低減する取組と合わせて行う堆肥の施用等の取組について、環境保全型農業直接支払交付金により支援をすることに加えまして、今般、全国約600地区において、各地域で化学農業や化学肥料の使用方法などを定めた栽培暦、こういうものがございますが、今年度中に環境負荷低減の観点から総点検をしていただくということを促しております。その後、栽培暦の見直しに向けて、各地域に適した環境負荷低減に資する技術の実証、普及を支援することにより、それぞれの地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組、これを推進してい

きたいというふうに考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり地域ぐるみでやっていくこと、これ極めて重要だと思います。そして、600地区のモデル地区、これもしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

そういった中で、やはりこの有機農業の拡大のためには、現行の環境保全型農業直接支払制度があるわけでございますので、この部分につきましても、私は、この制度のバージョンアップなり、あるいはその予算枠の拡大、そういったことも必要なのかなというふうに考えているわけでありまして。

こういったことにつきましての見解をお聞かせ願ひたいと思います。

○政府参考人（平形雄策君） 環境保全型農業直接支払交付金につきましては、有機農業を始めとする地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を実施する農業団体等に対しまして、その掛かり増しの経費を支援するものでございます。



有機農業につきましましては、令和2年度に、現場実態を踏まえて10アール当たりの支援単価を8千円か

ら1万2千円に引き上げました。また、令和4年度、今年度からは、新たに有機農業に取り組む農業者への技術指導を行う際の加算措置を新設いたしまして、前年度から2億円増となる27億円を確保するなどしているところでございます。

さらに、有機農業の拡大に当たりましては、同交付金のほかにも、地域ぐるみの取組拡大に必要な環境整備ですとか技術の開発、普及といった様々な取組の支援を行うみどりの食料システム戦略推進総合対策を措置しておりまして、令和3年度の補正予算と令和4年度の当初予算を合わせて34億円を確保しているところでございます。

こうした地域での取組に対する様々な支援を効果的に組み合わせながら、有機農業を始めとする環境保全型農業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

制度の拡充、今、近年相当やっているということでございます。是非これは、環境保全型農業直接支払制度、これは法律に基づく制度であります。是非、私は、この環境支払ということをしっかりやっけていかないと、生産現場の掛かり増しというところはなかなかリカバーできていない部分があると思いますので、是非、今の方向の中で、さらに現場の実態に即した制度の運用、あるいは制度の拡充をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、みどりの食料システム戦略に対する消費者の理解を得る、これ極めて重要でございます。このためには、食育だとか学校給食での活用を通じて有機農業に対する理解を促進するというのと同時に、やはりこのマーケットインの発想

で農産物の生産を行うということも重要なだろうというふうに思います。

有機農産物の消費促進を行う必要があるということの中で、これらを進める具体的な方策につきまして見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（平形雄策君） 御指摘のように、消費者の理解を得るためには、1つは食育ですとか学校給食での活用、これを通じまして、お子さんですとか住民の方に有機農業に親しんでいただき、その価値について理解していただくこととともに、生産現場においても品ぞろえの充実など消費者ニーズに対応した生産を拡大していくこと、さらに小売段階、スーパー等におかれましては有機農産物の取扱いを拡大して消費者の購入機会を増やすこと、これが重要だということふうに考えております。

このため、農林水産省では、令和3年度の補正予算から、市町村が主体となって生産から消費まで一体的に取り組む有機農産物の学校給食での活用ですとか、有機農業の農業体験に対する支援を開始したところでございます。また、持続性を重視した消費への転換に向けまして、優良な取組を表彰するサステナアワードを通じて、有機農業を含むみどりの食料システム戦略全体について消費者への情報発信、これも進めていきたいというふうに考えております。

さらに、小売事業者等と連携して有機農業の環境保全効果等の価値を消費者に伝えていく取組ですとか、有機農業に取り組む生産者と有機食品を取り扱う事業者とのマッチング会の開催等への支援を通じて消費者のニーズに応えた有機農産物等の供給体制づくり、これを進めていきたいというふうに考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今、ウクライナ危機等の中で、今、小麦のこの価格の上昇、トウモロコシの問題、いろいろあるわけですが、やはり1日たりとも欠かすことができない食、これに対するやはり国民の皆様方の関心を正しく、変に危険をおおるということではなくて、正しい知識、しっかりと共有できるようなことの中で、この食、安心、安全な食というものを、量的なもの、質的なもの、しっかりと確保していくことを共有できるように、是非この法律の施行を契機に更に取組を進めていただきたいというふうに思います。



次に、今後のみどりの食料システム戦略に対する理解を国民的に広げていくこと、これはかなり、極めて重要なわけですが、このためには農村地域政策との連携、私は重要だと考えております。例えば、みどりの食料システム戦略との関係での農泊の展開方向、これは是非お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（牧元幸司君） お答えを申し上げます。

みどり戦略のこの実現に向けましては、委員御指摘のように、生産者、消費者を含む国民各層に趣旨を御理解いただくということが大変重要だと考えております。農泊を始めとする具体的取組の中で、効果的にみどり戦略の考え方を取り入れていくということが重要と考えているところでございます。

この農山漁村に宿泊し地域資源を活用した食や体験を楽しむ農泊、これはまさに、消費者が地域特有の食や自然景観に触れまして、この農山漁村に対する理解を深める機会でございます。環境と調和の取れた食料システムを確立して食料・農林水産業の持続的な発展を図るというこのみどり戦略の基本理念を浸透させる上で、大変効果的な政策的ツールではないかと考えているところでございます。



このため、農泊につきましては、今後、みどり戦略を踏まえた取組を推進していくことが重要でございます。具体的

には、例えば、化学農薬や化学肥料を使用しない有機農業体験の提供でございますとか、生産者との交流イベントの開催、また農家民宿における木造古民家の活用あるいは木工体験コンテンツの提供といった木材利用の推進、また食品ロス削減のための農泊地域内で余った食材の堆肥利用体験コンテンツの提供と、こういった先進的な取組を後押しをいたしまして、みどり戦略と連携をした農泊を展開してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり、私、今御答弁いただきましたけど、農泊というのは極めて大きな可能性を持っているんじゃないかと思えます。このコロナ禍の中で、海外旅行に行っている方々、今はもう本当に我慢しているんだと思うんです。海外旅行に行っている方々、是非もう1回、我が国の、日本の農林水産業なり農山漁村ということをちょっと見直していただきまして、そこでしっかりとまたその海外に落としていたお金をちょっと農山漁村の方に落としていただくと、いい方向で回ってくるんじゃないかなという気もするわけです。

そういう意味では、農泊という中の拠点の中でいろんな取組を今されております。今、牧元局長からあったとおり、いろいろな取組していますので、私はやはり体験していただくことが極めて重要なだろうというふうに思うわけです。是非とも、この農泊というのは3密とは縁の遠いところでありますから、是非、御家族なり御友人、是非誘って、委員の皆様方も是非、お忙しい中だと思いますが、農泊、是非やっていただきながら、そことこのみどりの食料システム戦略を現場でしっかりとまた見ていただいて、またそういった中で皆さん議論していくということも重要なのかなというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、中村副大臣にお尋ねしたいというふうに思います。

みどりの食料システム戦略に掲げる各KPIを目標年度ま

でに確実に達成するためには、KPIの進捗状況を逐次フォローしていくことが重要だというふうに思います。このためにも、私は、みどりの食料システム戦略を強力に推進する組織を新たに設置すべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副大臣（中村裕之君） 進藤委員には、みどりの食料システム戦略に深い御理解と後押しをありがとうございます。

みどりの食料システム戦略につきましては、令和2年12月に農林水産大臣を本部長とするみどりの食料システム戦略本部を省内に設置をし、農林水産省挙げて検討を進め、令和3年5月に戦略を策定したところであります。



この戦略を着実に実現していくため、令和3年7月、大臣官房に技術・環境担当の審議官と環境バイオマス政策課を

設置をいたしました。そして、環境政策の司令塔としての機能を強化した上で、さらに、本年4月からは持続的食料システム調整官を室長級として設置をして、体制を整備してきたところであります。

まずはこれまで整備してきたこの体制でしっかり進めてまいります。今後の組織の在り方については、進捗を見ながら検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○進藤金子君 ありがとうございます。

やはり組織というのは、やはり国の方針を、方向を国民に伝える重要ないわゆるファクターなんだと思います。例えば、農水省、畜産局を復活しました。畜産の関係者たちは、これ、畜産、国、本気でやるんだと思うわけです。また、輸出・国際局というのをつくりましたら、農水省は輸出をしっかりやるんだと、こういうメッセージが伝わるわけでございますので、是非、局とまでは言わないかもしれませんが、是非今のような組織の充実ということも努めていただいて、正しくまた国民の皆さん方にメッセージを発していただければというふうに思います。

最後に、エコファーマーの話、先ほど申し上げましたけれども、やはり20年間ぐらいやっているとうまくいかなかった、この反省というのはやはりしっかり検証しないといけないというふうに私も思います。そういった中で、私自身は、平成19年度に開始された農地・水・環境保全向上対策、これ今は多面的機能支払と言っているんですが、これ平成23年度に環境支払が分離されたわけでありまして。これは多々要因があったんですが、やっぱり地域的なつながりということでキーポイントですから、是非この一体にやっていくということも私自身は必要なのかなという気がするわけでありまして。

もうこの多面的機能支払には220万人を超える方々が出ておられるんですよ。その中で、地域で環境保全型農業なり有機農業をやっていくということは、その目で肌で重要性を感じるわけですから、私は、制度設計というのを、過去のとこ

ろをまた振り返っていただいて、その一体性ということについても御検討いただければというふうに思います。

まさにこの地域政策と環境政策の一体的実施、産業政策に今度は地域政策、環境政策、ここを一体に進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終えさせていただきます。

どうもありがとうございました。